

平成31年度第1回図書館実務研修会

著作権について

ミライオン図書館
NAGASAKI PREF. & OMURA CITY LIBRARY

令和元年6月10日(月)
長崎県立長崎図書館
(ミライオン図書館)
奉仕課 河邊 悠希

本研修のねらい

- 著作権とは何かについて理解すること。
- 著作権の観点から、図書館として適切な対応を考えること。

本研修の流れ

- 1 著作権とは
- 2 図書館における著作権について
 - (1) 複製を中心に
 - (2) 視聴覚資料の利用を中心に
- 3 まとめ

本研修の流れ

1 著作権とは

「著作権」とは

- 「公衆に無断で されない権利」
公衆 = 特定多数または不特定者

コピー、展示、貸出、演奏、
上演、翻訳、利用、...

「著作権」とは

- 知的財産権の中の1つ。
日本の著作権法によって保護を受けている権利。
- 目的：著作者等の権利の保護を図り、
文化の発展に寄与する。
(著作者 = 著作権者)
- 対象：表現物（アイデア×）
創作的なものに限る。

著作物

「著作物」いろいろ

- 言語、図形、映像など、様々な種類がある

例：小説、俳句、音楽、舞踊、劇、絵画、彫刻、建築、地図、写真、映画、プログラム、データベースなど

固定（録画、印刷など）の必要なし
講演や即興の歌なども「著作物」

「著作権」とは

- ・ 創作した時点で自動的に発生

©マークの有無は関係無し

- ・ 保護期間：原則著作者の死後70年。

無名、変名、団体名は

公表後70年。

70年に
延長

平成30年12月30日より

映画も70年。

著作権侵害の場合

- 10年以下の懲役又は
1000万円以下の罰金
あるいはその両方が科せられる。
- 法人の場合、
3億円の罰金になることも。

著作物を利用するためには

保護期間満了 利用可（許諾×）

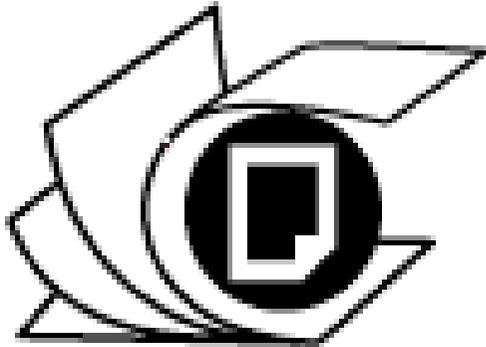
許諾を得る それぞれ著作権等管理事業者
より許諾を受ける。 料金発生

文化庁長官の裁定を受ける

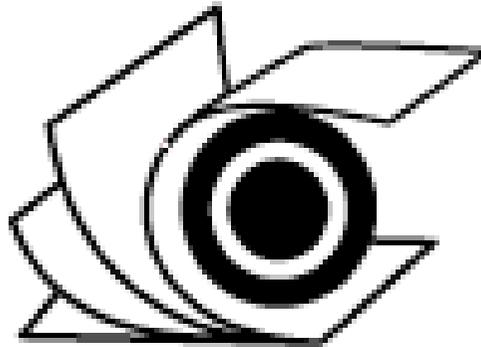
特別の場合 利用可（許諾×）

- ・ 私的利用（家庭内、利益発生×）
- ・ 教育機関（非営利、授業中）
- ・ 障害者のための利用（朗読、拡大複製など）
- ・ 図書館等における複製 など

(参考) 自由利用マーク



コピーOK



障害者OK



学校教育OK

複製が認められる図書館とは

- ・ 国立国会図書館及び、政令で定められた図書館であること

公共図書館、大学又は高専の図書館、防衛・水産大学校等の大学類似教育機関の図書館、法令設置の美術館・博物館・研究所・試験所等で資料を一般公開している施設など

本研修の流れ

- 2 図書館における著作権について
 - (1) 複製を中心に

図書館における著作権

～複製を中心に～

- 著作権法では、図書館は特別な場合として、許諾無しで資料等の複製が認められる。

(著作権法第31条)

複製できる権利の制限

図書館の果たしている

公共的奉仕機能にかんがみ、図書館等が

利用者の調査研究のために、また、

図書館資料の複製や図書館資料の

保存・活用のための複製について、

権利者の許諾なしにできることとした。

(著作権法第31条立法趣旨)

図書館は限られた条件内で複製ができる

複製が認められる場合

- 司書または司書相当職員が置かれていること
- 非営利であること
- 行為の主体が図書館であること
- 所蔵資料であること

図書館で行える複製

- (1) 利用者に対する複写サービス
- (2) 資料保存のための複製
- (3) 絶版等資料の提供

(1) 利用者に対する複写サービス

- 利用者の調査研究のため。
- 利用者の求めに応じて。
- 非営利

ただし、用紙代や維持費等実費相当分の料金を徴収するのは

(1) 利用者に対する複写サービス

誰が行うか

- ・ 図書館等の責任において、原則、
人的（＝職員）
物的（＝図書館のコピー機）
手段を用いる。

(1) 利用者に対する複写サービス

複写できる資料

- ・ 公表された資料

(たまたま見つかった手紙、日記などは×)

- ・ 自館の所蔵資料

(持ち込み× インターネットHP×)

電子ジャーナルの記事については要確認

(1) 利用者に対する複写サービス

複写できる範囲

- ・ 著作物の一部分を超えない

(一部分 = 半分)

短編集、句集、事典などは1項目の半分、
画集、写真集は個々の作品の半分、
地図は見開き半分、楽譜は1曲の半分、
逐次刊行物の最新号は1項目の半分まで。

(1) 利用者に対する複写サービス

複写できる範囲

- ・ 「写り込み」について
楽譜、地図、写真集、画集、
雑誌の最新号は除外

(1) 利用者に対する複写サービス

その他の留意点

- ・ 1 人につき 1 部
- ・ 改変は認められない
同一性保持権 (第 2 0 条)

(1) 利用者に対する複写サービス

これらのことを証明してもらうために、複写申込書を記入する必要がある。

図書館職員と利用者を守ることにつながる。

図書館内での撮影について

- デジカメ等による撮影 = 複写
【許諾無しでできる場合】
 - 私的使用
 - 複製防止機能を解除していない
 - 撮影者や撮影機器の持ち主が使用者本人

あくまで「できる」であるため、
図書館の管理上禁止することは
問題無い

(2) 資料保存のための複製

【許諾無しで複製できる条件】

- 所蔵スペースの関係で、マイクロフィルム等によって縮小複製する場合
原資料を**破棄**することが条件
- 稀覯（きこう）本の損傷、紛失の予防
- 汚損ページの補完
- 入手困難（＝希少、高価×）な貴重な資料を良好な状態で後世に継承する場合
いずれも所蔵資料であることが前提

(3) 絶版等資料の提供

【許諾無しで複製できる条件】

- 政令で定める図書館からの依頼であること
(企業図書館 × 小中高の図書室 ×)
- 絶版等の理由で入手困難
- 複製主体は所蔵館
(依頼館が借り受けして複製 ×)

「大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン」(国公私立大学図書館協力委員会) を参照

次の場合は、許諾無しで複製可能

- 保護を受けていない著作物
（実測図など創作性が無いものなど）
- 著作権の目的とならない著作物
（法令、判決、告示、通達など）
- 著作権の消滅した著作物
（保護期間の満了）

本研修の流れ

2 図書館における著作権について

(2) 視聴覚資料の利用を中心に

図書館における著作権 ～ 視聴覚資料を中心に～

- (1) 視聴覚資料の貸出
- (2) 館内視聴
- (3) 上映会

CDとDVDの違い

～貸出の場合～

- CD（文書、音楽、美術・写真等の静止画）
条件を満たせば、補償金の支払い無し
- DVD（動画、映画など）
条件を満たせば、許諾はいらないが、補償金を支払う必要あり

(1) 視聴覚資料の貸出

- CDの貸出

= 「貸与権」 (無断で貸与されない権利)

が働く。 著作権法 26 条の 3

【許諾がいない場合】

- 公表されているもの
- 非営利
- 利用者から料金を受けない

(1) 視聴覚資料の貸出

• DVDの貸出

= 「頒布権」(無断で公衆に譲ったり貸したりできない権利)が働く。

著作権法 26条

【許諾がいない場合】

- 視聴覚資料の一般貸出を目的とする政令で定められた施設。(学校図書館×)
 - 公表されているもの
 - 利用者から料金を受けない
 - 権利者に「補償金」を支払う
- 非営利

(1) 視聴覚資料の貸出

- CD - ROMの貸出
- 映画以外 = 許諾 × (CDと同等の扱い)
- 映画 = 許諾が必要 (DVDと同等)

月刊誌付録の場合、映画は許諾不必要だが 補償金は必要 (大学図書館は許諾も必要)

ただし、いずれも貸出「できる」であり、義務ではないため、図書館の判断による。

(2) 館内視聴

- 個人視聴（館内貸出）、館内放送
そもそも「貸与権」が
生じないため、許諾×

ただし、館内フロアやブースでの
視聴の場合は、公衆利用となり、
「演奏権」「上映権」が働く。

(3) 上映会

- 上映会、演奏会

「上映権」「演奏権」が働く。

【許諾がいない場合】（あくまで所蔵資料に限る）

- 「上演」「演奏」「口述」「上映」である。
（公衆送信×）
- 公表されたもの
- 非営利
- 出演者への報酬無し
- 料金を利用者から受け取らない

日本映像ソフト協会との合意書あり

利用条件を確認することが大切

本研修の流れ

3 まとめ

まとめ

- 著作権を守る「著作権法」によって、
著作者の保護と円滑な利用との
バランスが保たれることが大切。



著作権について知りたいときは

- ・「著作権なるほど質問箱」 文化庁HP内
<https://pf.bunka.go.jp/chosaku/chosakuken/naruhodo/index.asp>
- ・「著作権Q & A」
公益社団法人著作権情報センターHP内
<http://www.cric.or.jp/qa/index.html>
- ・「著作権法逐条講義」
加戸守行 / 著 (著作権情報センター)

参考 司書相当職員とは

司書資格所有者

司書補資格を取得したのち4年以上図書館事務に従事した経験をもつ者

国家公務員採用試験における図書館学の区分等での合格者

大学等を卒業した者で、1年以上図書館事務に従事した経験があり、かつ文化庁官が定める著作権講習を修了した者

高等学校、中等教育学校等を卒業した者等で、4年以上図書館事務に従事し、かつ、文化庁官が定める著作権講習を修了した者